



# 介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 136 ●

高額介護サービス費の見直し

## ◆「高額介護（予防）サービス費」とは

「高額介護（予防）サービス費」とは、1カ月に利用した介護サービスにかかった費用の合計が、月々の利用者負担の上限額を超えたとき、超えた分が払い戻される制度です。

介護保険法の改正に伴い、平成29年8月1日から、高額介護（予防）サービス費の負担上限額が見直されました。

## ◆見直しの内容（平成29年8月利用分から適用）

- ① 同じ世帯のどなたかが市町村税を課税されている場合、月額上限額が37,200円から44,400円に変わります。
- ② 利用者負担割合が1割の方のみの世帯について、年間上限額446,400円（37,200円×12か月）が新たに設けられます。（3年間の時限措置）

対象となる方	平成29年7月までの負担の上限（月額）	平成29年8月からの負担の上限（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 ※1	44,400円（世帯）	44,400円（世帯）※2
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200円（世帯） ※基準上限額適用申請が必要	<b>44,400円（世帯）〈見直し〉</b> ※ 同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等 など	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	24,600円（世帯） 15,000円（個人）※2
生活保護を受給している方など	15,000円（個人）	15,000円（個人）

※1 同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上（単身の場合は383万円以上）である場合。

※2「世帯」は、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額。

「個人」は、介護サービスを利用した本人の負担の上限額。

## ◆支給対象者には申請書をお送りします

高額介護（予防）サービス費の支給対象者には、介護保険係から申請書をお送りします。お知らせが届いたら、申請書にご記入のうえ、本庁または佐賀支所の窓口へ提出してください。（すでに申請済みの方は申請の必要はありません。）

介護保険料は大切な財源です。安心で便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116